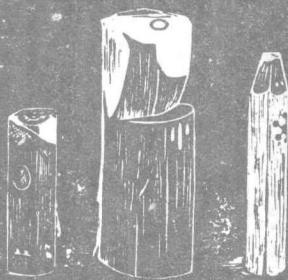


年中行事辞典

西角井正慶編

年中行事辞典



年中行事辭典

昭和三年五月二三日 初版発行
昭和五六年六月一〇日 二九版発行

編者 西角井正慶

発行者 岩出貞夫

印刷所 文殊印刷有限公司

製本所 渡辺製本株式会社

発行所 株式会社 東京堂出版

東京都千代田区神田錦町三ノ七(千三三)
電話 東京二五三三二 振替 東京二五三三

は し が き

季節は小やみなく移り動いて、人々はその時が到来すれば、年毎に同じ営みを繰り返してゆきます。古来これを年中行事と言いました。

宮廷の公事、村々の祭り、家々の仕来りと、何時の昔からか伝えられて来たものばかりでなく、役所や会社や学校・団体などで行う行事も、また新しい目的と意義とを持つ社会的な事業も、年々時を定めて行う以上は、年中行事には違いないので、現在の日本におけるそれは、まことに多種多様であり、三百六十五日、何処かで何事かの行事が営まれていない日はない、といつてよいでしょう。

そうした広い意味の年中行事について、一応の知識を、出来るだけ多く集めようとしたのが本書であります。それにしても年中行事といえ、既にある程度長い年代を経て来たものでなくてはなりません。昔の公家や武家の年中行事も、後々の官庁における如く、政務を順調に執行する為の事務規程だったかも知れませんが、ただその根底に信仰があり、儀礼化し、娯楽を伴って発達した歴史的な意味を持つもの、つまりどこか古典的な内容ある行事といったものが、年中行事というに相應しく感じられます。ことに節供や祭礼など、古き生活知識を残存する伝承は、数々の興味ある問題を含んだ無形の文化財に外なりません。この本の主眼とす

るのも、当然そうした方面にあるわけです。

年中行事に関する文献や研究書は、昔から少なくありません。シナでは古く六朝時代に「荆楚歲時記」があり、日本の古典にも時令は書かれ、四時祭が定められ、平安朝の宮殿に「年中行事障子」のような備忘用の施設がありましたし、「西宮記」・「北山抄」・「江家次第」等の記録が出来、鎌倉室町にかけては武家の典籍も加わり、神宮や諸社寺にも規定が記され、註釈の業も次第に盛んとなって、故事来歴に詳しい有識家の輩出を見ると共に、一方には俳諧の道が栄えて、江戸末期には歳時記の類が刊行され、以来この種の著は、季節のみならず、地誌・名所案内等の随筆を含めて、極めて広汎に及ぶ知識の宝典みたような傾向となりましたが、中には好趣味に走り、猟奇慾をそそるに過ぎない嫌いも生じました。事実また古来の行事には、その発生や伝播の問題となると、なかなかむずかしく、諸説紛々として定説のないものも少なくないし、由緒の明らかな行事でも、長い間には分化や複合が行われ、特殊な条件が加わりなごとして、変貌さえ生じて、奇習の如くもなりますし、同じ季節の同名の行事にしても、地方によって必ずしも同じ形態とは限らないのであります。何にしても、実際の事柄を正確に知ることが肝要で、そうした実例を多く集めて、比較した研究でなくては、実証を尊ぶ科学とは言えない筈です。だから文献の出自だけでは、現に行われている行事の説明とはなり得ないのです。たとえば七夕にしても、シナ古代の伝説に興味を持ったことは、万葉集の歌をみても同感出来るし、貴族の家庭で行われた乞巧きこうの美しい祭壇と、今の七夕飾りとの関連も肯定出来ま

す。なるほど、昔は文献にあることが最も正確な事実だと信じ、然も漢籍に見えてこそ權威を認めたでしょうから、わが国でも何天皇の何年に初めて行われた、伝来した、といった考証を第一としたものです。もとより周圀民族の間でお互に類似した季節行事が行われ、一方に發達して他に影響したものもあるに違いありませんが、七夕にしても盆にしても、シナの星の伝説とか、インドの目連上人の孝養のみに始まったものとは言えないでしょう。民間の行事を広く探れば、そうした起源説に關係ない意義性質が窺われる筈です。歳事は結局は民俗に外なりません。今日は民俗学が進んで、採集と分類とが精密に行われ、たとえば「民俗学辞典」や「日本民俗語彙」・「歳時習俗語彙」の如き、勝れた到達点を持っています。年中行事はその大きな一部門であって、その問題を解明するためには、文献的に故実を語る以外に、民間生活の事実に基づいた生活古典を探索する、新しい方法が与えられているわけです。

年中行事は、時のリズムに随う週期伝承で、せち(節)・こと(事)の日、またをりめ(折目・節度)といい、もの日(物忌の日・紋服着る日)と呼ぶ遊ぶ日で、常の仕事を休んで、何らか特殊な生活様式、それは古典的な様式を繰りかえして或る安定感を得る、いわば生活のアクセントなのでありますが、家々個々に行われる場合と、その集合した祭礼とがあるわけです。小さな村の祭り、何万という人出のある大社の祭礼とは同日の談ではないようなものの、その信仰的な意義においては変るところなく、信仰は村人の生活規範であり、祭りは村の組織や機能に關連しましたから、行事に参与することは村人としての義務であると同時に、祝福すべき人生

儀礼でもありました。かくして祭礼には様々な古代要素が伝来しますが、時にはある部分が拡大誇張されて、いわゆる奇習奇祭となる例も少なくありません。また最も目に立つ行事としての、神輿・山車・風流翫や音楽舞踊など、祭礼を形成して来た神態のさまざまな種類は、季節的にまた地方的に、それぞれ特色ある伝来を誇って多彩な行事となっています。

本書は旧来の公家・武家の故実的な行事をはじめ、町方・田舎の風俗習慣的なものを漏れなく集めた上に、ことに祭事の部門に詳しい解説を加えました。文献的な考証にも、民俗的な考察にも、この種先学の余慶に浴しましたが、とりわけ柳田国男先生・折口信夫先生の学説に拠るところ大きく、しかし時には大胆な筆を走らせてもいます。年中行事の将来についても、所詮その意義と性質とを辨えて反省すべきだと思います。

最後にこの煩わしい資料の整理、原稿の製作編集は、主として鈴木棠三氏の努力に負うところが多いが、三隅治雄氏・倉林正次氏の数年間に及ぶ一方ならぬ助力のあったことも銘記すると共に、全国各地から寄せられた熱心な御協力に対し衷心より感謝する次第であります。

昭和三十三年五月十日

西角井正慶

例 言

△ 本書はわが国で過去に行われた恒例行事および現在行われている年中行事と、若干の外国の行事について、それぞれ解説を加えた。

△ 見出しは公式の名称を採ったもののほか、俗称としてひろく行われている呼称を用いたものもある。

△ 項目の選定については、必ずしも規模の大小にかかわることなく、現代的意義の大きなもの、また研究上の価値の高いものを適当に取捨した。

△ 執筆に当っては、全項目を、公式行事、社寺の祭礼・法会、家庭の年中行事その他に大別し、主として芸能関係を三隅治雄が、その他を鈴木棠三が分担し、これに倉林正次が協力し、全体の加筆・編集・整理には鈴木が当った。

△ 本書を成すに当り、柳田国男先生の「歳時習俗語彙」「綜合日本民俗語彙」から受けた恩恵は多大である。このことを特記して感謝の辞を捧げる次第である。その他、多数の参考書や報告・雑誌類を利用していただいた。また、疑問の点について、各地に問合せをしたところ、社寺・教育委員会・地方官公庁・関係機関などから、懇切な回答を多数いただいた。

き、感激にたえない。中には論文として恥かしくないものも少なからずあって、その要点を利用させていただいたものも多い。ここに厚く謝意を申述べる。

△ 写真・挿図に関しても、文化財研究所その他多数の方々から援助をいただいた。全巻の紙数が予想以上に増加したため、予定しただけの写真・挿図を入れることができなかったため、半ばを割愛した。なお、写真の選択に当っては、民俗的・芸能的に注目されるものを主とし、一般の祭礼風景的のものは別の機会にゆずったことをお断りしておきたい。

△ 本文中の用字については、原則として当用漢字・新字体によったが、本書の性質上、全面的にこれに従い得ない場合を生じた。および限り、振り仮名を付し、また難解のものには注釈を加えた。また送り仮名についても統一しがたい箇所があったことをお断りしておく。

△ 本文中に用いた記号については、*印は当該事項に関連した参照項目を示し、その語彙について一々説明を省略した場合に使用した。⋈印は、参考事項として、ぜひ参照することが望ましいものに付してある。

△ 注は6号活字で組み、〔 〕括弧で囲んだ。〔 〕の括弧は、典拠の書名を示す。

△ 年代の下に括弧で囲んだのは西暦紀元を示す。

△ 地名については、大体昭和32年現在の各市町村名により、必要に応じ、旧地名を併記した。またその後の合併による改正もできる限り参照した。

△ 付録として、「公武年中行事」「民俗行事暦」「祭事暦」「内外公事暦」「忌日・法会表」「無形文化財(芸能・民俗)一覽」「本文索引」を納めた。

△ 「公武年中行事」には、朝廷・幕府の公事、公卿・武士階級の年中行事の主なものを、陰暦の日付によって掲げ、これと関連の深い民間行事を付記した。

△ 「民俗行事暦」には、本文中に見出し語として掲げ、解説をほどこしてある民間の年中行事を示した。陰暦によったのは、元の形を示すためで、当然これを陽暦で行う所や、月遅れで行う土地があるわけである。全国的にはどの日にどのような行事が行われるかを知る助けとなり、兼ねて索引の欠を補うことを目的としている。

△ 「祭事暦」には、各地の社寺における現代の祭礼・

法要などを主として掲げた。なお、宵祭の行事のあるものについては、前夜祭の日の条下に挙げておいた。

△ 「内外公事暦」には、現行の日本および諸外国で行われる恒例行事・祝日などを示した。

△ 「忌日・法会表」は、諸家の忌日・誕辰・法会を五十音順に配列し、それが何月何日であるかを検索し得るようにした。

△ 「無形文化財(芸能・民俗)一覽」は、文部省において無形文化財として選定または選択したことのあるもので、これがわが国の地方芸能・民俗の全部ではないが、一応の基準を示唆するものであるから、参考になる点が多いと思われる。

△ 付録は紙数の関係上、二、三ポイント活字を使用せねばならなかったことをお断りしたい。

△ 「本文索引」は、当初精密なものを用意したが、紙数の関係で多少の割愛を避けられなかった。また本文中の見出し語を索引から省略したのも、紙数節減のためである。

あ

愛敬どんの飯

あいのめし

長崎県志岐・

対馬では、10月亥の日に祭る神を愛敬さんという。むかし、愛敬さんという人が亥子ぎの晩に旅に出て留守だったので、かげ膳をすえたのが始まりで、10月初亥の日には、愛敬どんの飯といって、まぜ飯をたいて、一升ますにつめ、柳の箸一ぜんを真中に立て、戸棚に入れておいて、翌朝主人が食べるといふ風習が対馬北部に行われている。同島南部では、同じ日に赤飯をたき、柳箸四本を添え、三宝荒神に供えてから家族一同でたべる。柳の箸は皮付きのままで、この箸を削ることを愛敬掻くといったかと思われるが、今は赤飯を祝うことになつた。志岐でも初亥または次の亥の日に愛敬さんの箸といって、柳の長い箸を二膳削って、荒神棚に上げて祭をする。これらの例では愛敬さんを、荒神様のことのように考へていたことが示されているが、その信仰は一樣でなく、福岡県博多

地方では愛染明王を愛敬さまといい、宗像郡那珂島などでは、亥子神は愛染の神様で子供が好きだという伝承があり、亥子にまつる神のことであった。

愛染御火焚

あいのくわ

京都に多い御

火焚行事の一つで、藍染屋で、11月28日に行う染色祈願祭。主人は愛染に参詣し、釜の藍に神酒を供え、よく掃除した釜に水を湛えて火を焚き、愛染明王に今年も藍の色の目出度からんことを祈る。火をたきつつ釜を取りかこんで、「お火焚ノーイ、蜜柑饅頭はしやノーイ」とはやす。愛染明王は、もとインドの神で、真言密教の神となつた。外相は忿怒の情を現わしているが、内心は愛欲を本体とする愛の神で、近世はこれを逢いぞめ・愛蔵の意などに解し、水商売の人々の間に信仰され、また藍染の意ともされた。

愛染祭

あいのまつり

大阪市天王寺区夕陽

丘町の勝鬘院(愛染堂)で、6月30日から7月2日まで行われる会式。これを勝鬘会勢勢という。同寺は四天王寺の塔頭。山内の寺院のこと。で、本堂にまつる愛染明王は愛蔵の神として、特に花柳界・劇界などの人に信仰され、また夏祭の最初として参詣者が多い。これを愛染参・勝鬘参という。

愛鳥週間

あいの週間

5月10日から始

まる一週間。イバードウイーク

相嘗祭

あいのまつり

アイナメ、アインベ

などともよむ。上代、11月新穀を神に供した祭。相嘗は相新嘗の略語であるといわれ、天皇が神々に新穀をさし上げ、そのお相伴をする意であるという。新嘗祭に先立って行われた祭祀で、その意義には不明な点が多いが、神嘗祭において皇太神宮に新穀を供えて祭つた後に、他の諸神に続いて新穀を供える目的で営まれたものであろう。日本書紀天武天皇5年(六七〇)10月丁酉の条に、「奉幣帛於相新嘗諸神祇」とあるのが初見で、後には11月上卯日に行われた。延喜式によれば、山城・大和・河内・摂津・紀伊の五国七十一座の神々に奉幣が行われたが、漸く衰微して、賀茂社斎院など数社のみに限られるようになった。

あいの座敷

あいのざしき

福井県敦賀・市

白木で正月2日、十五軒の家が毎年五人ずつ当番となり、当番中の年長者の家で祝宴を行う行事。以前は村のお堂で行なつた。むかし、この日にぼらが一万二千尾もとれたことがあり、そのお祝といっているが、愛の座ということで、新年最初の祝膳に、村一同が打ちそろってつくの

に意義があつたものである。正月まだは2日に、天神・地神に饗應して後で、村民一同祝膳につくといふ風習の土地は多い。

豊林日

4月3日。緑化週間

秋国祭

12月3・5日、三重県上野市一ノ宮、秋国神社の例祭。神社は古来伊賀の一ノ宮として崇敬厚く、江戸時代には藩主藤堂家より例年の祭に将馬・行列人数などを出し、その神輿渡御式も盛大を極めた。祭日はもと、旧暦12月上卯日に定められていたが、大正年間

に現行のように改められ、3日、佐那具町の御旅所に神輿渡御を行い、例祭当日の早晩に還幸する。また当日、社前で獅子神楽が催され、桜馬場で競馬が行われる。なお、獅子舞に関しては、正月3日の獅子神楽舞初祭、4月25日の獅子神楽舞上報祭がある。

あえのこと

能登半島の珠洲市・鳳至郡などに行われる田の神感謝の行事。霜月5日に行われるので、秋祭と正月との中間という意味で、アイノコトという説明もあるが、アエは饗で、田の神に新穀を供える一種の新穀祭である。

田の神が春来り、秋去るという信仰は全国的のものであるが、この地方でも1月

または2月の5日あるいは9日に田に來られ、11月5日に帰っていかれるといっていた。近ごろでは太陽暦で12月5日にアエノコトを行うように改めた所が多いが、旧暦のまま11月4日に行う例もある。床の間に種蒔絵を飾り、桑をわけて田の神迎えのしたくをし、主人は苗代田へ行き、「田の神様、長々苦勞様でございました。お迎えに参りましたさかい、おいで下さいまし」と唱えながら、目には見えぬ神を家に案内し、門口で「田の神様がござった。みんなお迎えに出ろや」と声をかけ、家人一同が迎えの中を屋内に入る。戸辺にござを敷き、「どうかおあたり下さいませ。お寒うございましたやろさかい、ゆっくりと休んで下さいませ」と挨拶し、次に風呂に案内して「熱うございますか、ぬるうございますか」と、しばらくわきに控えている。それから床の間のところへ招き、膳の品々を一つ、御飯でございます、お汁でございますと、すすめる。また「鉄・鎌で作った物は沢山ございますさかい、ゆっくりお上がり下さいまし」と甘酒をも出し、最後に「一斗筵に二股大根と鏡餅を供え、一だいたい世の中が宜しゅうございます。千秋万作も続いたお鏡でござ

います。お上がり下さいまし」とすなめ、また祝詞を上げる。所によつては、主人が代りに湯に入る例もある。これは田の神に対する感謝の行事であるが、秋の一回だけでなく、春さきにも行う土地がある。12月と2月の5日、12月5日と1月9日の二回などで、12月の方を田の神迎え、2月の方をアエノコトと呼んでいる例もある。田の神は冬の間、山の中に帰っておられるともいいますが、また家の中の種蒔にひそんでおられるという伝えもあって、明らかに神去来の信仰には動搖の痕があった。各地方の例では、春に田の神迎えを行い、秋には田の神送りをを行うのが普通であるから、春のアエノコトの本来の意味は田の神迎えて、秋のが神上げ行事であったことは疑いない。

春のアエノコトには、神前の赤飯をおろし、主人は二尺以上もある大きな栗の箸で、家族全員に少しづつ分け、「一升、二升、三升、五升、……どうか一たばで七升あがりますように。ではちやうだい致します」と唱えてたべるから、明らかな予祝行事であった。アエノコトの行われる範囲は今日では狭いが、あくまで擬人的な祭の作法とともに、古い田の神祭の様式を残すものとして興味深い。

養牛市

いひい

京都府宮津市大垣、

龍神社の4月24日(もと中の午の日)の例祭を養牛市といい、この祭礼に立つ牛市を養牛市という。この市の由来は古く、龍神社の衰微した時代、応徳5年(応徳は4年4月寛治と改元。寛治2年は一〇八八年)同市粉河部落から用材を寄進して造営が成ったので、その賞として市を開く許可を得たものという。

青い羽根

はき

7月20日の海の記

念日を中心に、日本水難救済会が行う募金のシンボルで、この資金は各種水難救済用具の整備、救済員の死傷援護などに当てられるもの。昭和25年から始められたが、成績がふるわないため、廃止論が出たこともある。

葵祭

あおい

5月15日の京都市、

上・下賀茂神社の祭。また、京都市左京区嵐山、松尾神社の神幸祭、宮津市龍神社の大祭をいう。↓賀茂祭・松尾祭・龍神社葵大祭

白馬節会

あまぎ

正月7日、天皇が

紫宸殿に出御し、群臣に宴を賜ひ、左右馬寮の曳く白馬を見られる儀式で、正月三節会の一つ。水鏡に、嵯峨天皇の弘仁2年(八二二)正月7日に行われたのが初めとあるのは、同11年弘仁格式・内裡

式が選定され、この中に儀式として白馬節会のことと定められたことにともなうた説であろう。そのころは豊樂院で行われたが、文徳天皇齊衡2年(八五五)には紫宸殿が用いられ(「文徳実録」、清和天皇貞観2年(八六〇)には、また豊樂院が用いられ(「三代実録」、一定しなかったが、その後、節会には紫宸殿を用いるようになり、白馬節会もこれに従った。白馬を「あおろま」とよむのは、伴信友の説によれば、もとは青馬を用いたのが、延長6・7年(九二八・九二九)から、白馬に替わった(承平5年(九三五)の土佐日記の記事によっても、当時白馬を用いたことが示されている)もので、名称だけ前の通りを用いたものであるといわれる。馬の数は、はじめは二一四(三陽と七日を意味する)で、うち一〇匹は左馬寮が、一〇匹は右馬寮が11月から当日まで飼ひ、残りの一匹は余馬といって左右馬寮で隔年に飼う定めであった。平安末には、一〇匹に減じ、室町時代にはさらに減じて四匹になり、応仁の乱によって中絶するにいたった。延徳4年(四九二)に再興され、以来時々行われるようになったが、左右馬寮からわずかに一頭ずつを出したのみであった。時刻は初めは夜であった

が、中ごろは昼に行われ、また夜に改められた。白馬を見ることは、これによって年中の邪氣を除くというので、もと中国に行われた信仰である。馬は陽の獣で、青は青陽といって、春の色は青であるところから、正月7日に青馬を見れば、年中の邪氣を除くことができる(「公事根源」、また中国古代の高辛氏の子が毎年正月7日に岡に登って、青衣の人に命じ、青馬七疋をならばせ、青陽の氣を調えた故事による(「年中行事秘抄」)など説かれていた。その根本となっているのは、正月7日を人日とし、その前六日間の各日に雞・狗・羊・猪・牛・馬をあて、その日にその動物を占うという占易の思想であろうと思われる。これによれば馬を占うのは6日であるが、これが人日の行事と混合したものと考えられ、荆楚歳時記には、荆人、此の日(7日)に於て辰に向ひ、門前に牛馬雞畜を呼びて近く来らしめ、乃ち栗豆を灰に置き、之を宅内に散ず。以て牛馬を招くと云う。未だ出ずる所を知らず」とあるのは、元日から6日までに当てはめてある動物の類を、人日に飼養して祝う行事であり、これが特に馬だけを中心とする行事として、別箇の意義を持つようになったものかと思われる

る。なお白馬の節会を神社の祭として行なった例も、京都賀茂別雷神社・大阪住吉神社・茨城県鹿島神社などに見られる。

白馬祭

中古の宮中の白馬

節会の儀式で、京都賀茂別雷神・大阪住吉・茨城県鹿島神社で行うもの。賀茂では白馬奏覧神事という。正月7日早朝、開扉の上七種粥を供え、神馬を曳いて祝詞舎前で御馬飼の儀といつて、御馬上馬が糞糞（炒米と大豆。もとは糞であるといふ）を馬に食ませる。鎌倉時代の文書にも詳しい記録がある古い神事。住吉神社でも同日朝（もとは夜）、神馬を曳いて第一本殿を一周の後、各本殿を拝礼し、社殿の周囲を三度廻る。以前は十人の禰利男が騎射を行なった。鹿島では同日神馬を神門から入れ、神鼓とともに神職は笏で拜殿の両側を打鳴らし神馬を走らせる。俗にお目ざめといひ、この日まで鹿島神は眠り続けるなどの口碑があり、鹿島神領では元日から歌舞音曲を停止し、白馬祭で始めて物忌が内陣の扉を開き、祭典執行後歌曲を許された。維新前は白馬祭以外には内陣の扉を開いたことがなかった。

青柏祭

石川県七尾市府中

町、大地主神社の5月13・15日の祭

礼。同社は平安朝迄は国祭が行われ、これを青柏祭と称したといわれる。神饌を青柏の葉に盛るのでこの名がある。室町時代、畠山満則が守護の時、特待町（祭費の負担をする町）を定めて、營業税の免除を与え、江戸時代にもこの特典が継続された。13日深夜から連日ひき廻る山車が名物で、歌舞伎人形などを飾り、見事な意匠をこらした豪華な曳山が、三箇町から出て町中を練り廻る。小松御旅祭・富山県の高岡御車山祭などともに、北陸路での代表的な曳山祭である。また京都市上京区の北野神社でも6月6日の祭典に、青柏葉に神饌を包み、また葉を敷いて供えるので、青柏祭の名があり、また11月30日には赤柏祭といつて、柏の枯葉を用いて祭る。祈年と新嘗との祭であらうといふ。

青祈禱

田祭の一種。和歌山

県東牟婁郡で7月15日（もとは旧6月丑の日）に、神社で青稻の成育を祈禱する行事。その御札をうけてきて田の上を振り歩く。丑の日祭ともいひ、西牟婁郡では、シヤナモチ（小麦粉を練って握り、湯で煮たもの）を枝つきの栗の葉に包み、またはこの餅を小さく切り、栗の一枝に二つずつわらでゆわえて田の畔に立

てる風がある。鳥はこの餅を食って親子の別れをするといっている。

青島裸詣

正月14日、宮崎

市青島、青島神社の行事。祭神彦火火出見尊が海神宮から還られた時住民が歓喜して海中に飛びこみ裸のままでお迎えしたという伝説にもとづく行事といわれ、この日、氏子たちが裸のまま神社に参拝する。

青袖祭

東京都府中市の大国

魂神社の振社安能亮神社の7月12・13日の祭礼。安座の腹帯を授ける授帯式がある。12日の夕方、拜殿で三座の舞を青袖の装束の舞人が舞うのでこの名がある。18日朝は、杉の枝を持って舞う杉舞が行われるで杉舞祭ともいふ。むかしは、武蔵一國の神職が集まって、夜を通して舞ったといわれる古式の祭。

青葉祭

5月15日。弘法大師

の降誕会を、山口県下関の蓋井島でいう。信徒の家では簡単な御馳走をつくって持寄り、心祝いの共同飲食をする。

青箸の年取

長野県北安曇

郡で7月（もとも6月）27日のこと。尾花を赤飯にそえて神に供える。新潟県頸城地方で青箸の日というのと同じで、上杉謙信が諏訪明神に祈願したという故

事もある。これは諏訪大社の御射山（山崎）の神社の祭日で、元はこの祭は陰暦6月27日から80日まで行われ、尾花で葺いた鶴屋（鶴屋）に領主・大祝（大祝）以下が籠って祭を行なつた。厄病除け・農業祈願の信仰を伴う祭であつた。青箸の年取をも一名ミサヤマサマと呼んでおり、萱の茎で青箸を作り、これで夕食を祝つて翌朝川に流し、疫病を防ぐ。次項青二十日も同じ系統の信仰と見られる。茨城県下の青箸の日は、青屋様ともいい、鹿島神宮の信仰に結び付けた説明もあるが、同じ信仰であることは明らかである。なお、特に新しい箸を作つて神供に添えたり、それでお下がりをつたへることは、正月・事祭りなどの食事や神供にも見られ、特別重い神祭のしるしとも考えられるものである。

青葉神社祭（青葉神社）

10月9日、宮

城県仙台市北鍛冶町、青葉神社の秋の例大祭。祭神は仙台藩祖伊達政宗で、この日、県下各地から旧藩臣の血縁の者が集まり、よろい・かぶとに身を固め、旧藩草創期さながらの甲冑行列を行う。

青二十日（青二十日）

石川県鹿島郡で

旧暦6月20日。この日虫よけを行う。

蒼葉垣神事（蒼葉垣神事）

4月7日、島

根県八束郡美保関町、美保神社の祭。

当日祭式に続いて行われる神事で、御船神事ともよぶ。祭神の事代主命（事代主命）が勅命を奉じて国土を譲り、みずから海中に蒼葉（蒼葉）を作り、御船の櫓を踏んでその中に神去り給うたという古事記の国譲りの神話にもとづくものといわれ、当日二隻の御船のまわりに柴垣を設け、中に波剪（波剪）の御幣を納めた唐櫃を据え、神職・当屋（当屋）（一ノ当屋・二ノ当屋がある）などがそれに分乗して宮籬の浜から美保関港海上に渡り、拝礼ののちふたたび宮籬に還る。この時海岸には参拜者・見物人が群集し、御船の御櫓や注連縄や敷座などを争つて奪い取る。これを持ち帰ると大漁と航海安全の守りになるといふ。神社からは御船着御の際、猿田彦面・天鈿女（天鈿女）の命面の役がこれを出迎え（猿田彦は鳥居まで、次いで巫女が八乙女を従えて浜に下り御船に分乗して巫女舞を舞い、終つて諸員が下船し、田楽舞を先頭に行列を組んで本社に還御、唐櫃を殿内に納める。このあと来年の当屋定めがあり、また、御船番の祝舞と、当為知訪の相撲（相手の髪にさした小幣をうばい合う）がおこなわれる。なお、当日朝、トーマー（当煎）といつて祭開始を町中に告げまわる作法や、宮司が当屋の家に参る儀式などがある。

青屋様（青屋様）

茨城県新治郡・行方

岡郡で7月21日の行事。アオバシノと青箸の日ともいう。うどんを作り、すすきの箸で食べる。茨城県の鹿島神宮には旧6月21日に祭神に薄の箸を供える神事があり、これを青屋箸の神事と称する。民衆もこれにならつて、この日はなす・瓜・豆等の初物を食う。この日に祭神が大和の春日神社へ遷幸したが、春日では突然の事として、とりあえずあり合せの薄の箸に青物をそえて進じた故事によるものと伝える。石岡市で旧暦6月21日に青屋祇園といつて行うのも同じ行事で、すすきの箸を作り、うどんを食べてまつる。石岡市には青屋様の祠（祠）があり、21日が縁日である。むかし常陸の国主が鹿島神宮参拝の途上、暴風雨にあうと、鰻ヶ浦の岸辺にすすきやあしで仮屋を設けて神宮を遙拝し、すすきの箸で食事をした故事にちなむという。栃木県芳賀郡では6月21日に青屋箸という行事がある。すすきの箸でうどんをたべ、長命のまじないとする。なお、水戸市下町の市神祭にも、昔は狐で仮宮の屋根を葺き、その狐を百姓商人がぬき取つて、饞さしとし、その年の豊作と利徳を祈り、この日に青薄の箸を用いる風があつた。ひ青箸の年取

青山祭

（男山）

京都府綴喜郡八幡町、石清水神社（男山）八幡宮で正月18日

夕刻から行われる祭事。道楽祭ともいう。これを中心した15日から五日間厄除大祭（もと法会と称した）が営まれる。男山麓の頓宮の前に、八角の形に竹を立て、南の一方を開いて入口とし、その左右に忍竹を立てて注連をはり、八角形の中には青柴垣を設ける。その中央にさらに櫛の枝で口形の内青柴垣をつくり、その中央に清砂を盛って神籬を立て、その前で夕刻から祭典が行われる。むかしは頓宮前に櫛数千本を立てて青山を作り、四方の厄神をこの中にこめ、19日の夜子の刻（午後12時）に、中央には大幣、左右に一六本の幣を立てて参詣人の祓をした。参詣人は厄払いに年齢・干支を記した小さい木札（厄の薪などと同じ物）を青山の中に投げこんだ。古来の祭であるが、中世吉田神道の影響を受けた痕が見られる。▽厄神祭

赤い羽根

（男山）

毎年10月1日から

一か月間、街頭に戸別に行われる、民間社会事業資金の募金運動のシンボル。昭和22年秋、敗戦後の日本にはじめて組織的な国民運動として登場した国民助合い共同募金運動。「少年の町」のフラナガン

神父のすずめで佐賀・福岡県が実施し、各府県がこれにならったもので、各府県単位に共同募金委員会がつくられ、市区町村に支会・分会を持って募金活動を続けたが、これらの資金が保健や福祉に有効に使用されるための機関として各府県に社会福祉協議会の組織として昭和26年2月中央社会福祉協議会が設けられた。同年6月社会福祉事業法の実施によって、共同募金運動に法的な裏付けがなされ、社会福祉協議会と表裏一体の活動をするようになって、今日に及んでいる。なお、昭和23・24年には、白い羽根と合同で募金運動を行なったことがあるが、その後白い羽根は5月の一月間と定まった。

県祭

（男山）

6月5日（もとは5

月6日）、京都府宇治市、県神社の例祭。東京府中市の大國魂神社の例祭などとともに暗闇祭として名高い。祭神の応神天皇皇妃宮主宅媛の父日触使主神の子孫と伝える長者氏の宅で御幣（神体）をつくり、祭の当日御幣を本社に奉持して、それに神霊を移し、翌6日午前3時ごろ、触れ太鼓・猿田彦・御膳櫃・獅子頭・神鏡・供箱・御幣・神主の順に行列を組んで本社を發し、沿道消灯して闇黒の中をお旅所に渡御する。この時、御幣

（もと、櫛に御幣を付けて梵天と称したこともある）をになう者が背は裸体だった（いまは衣服をつける）ので、そのため神幸に際して沿道の灯火を消すのだというのは、神の巡幸に際しての物忌の習俗に新しい理解が加わったものである。沿道の家では男女雑魚寝してお渡りを持つので、性的行事の祭として名高く、種實の祭の称があつた。また、御渡りの際、御幣の紙を千切つて投げるのを、拝観者は争って拾う。この時、悪口の言合も行われ、この御渡りのお供を三年続けられ、どのような願い事かなうという信仰がある。

県召

（男山）

県召の除目。中古、正月11日から13日ま

で除目に、諸国の国司を任命した公事。除目は役人に任することといい、除は任ずる、目は題目を記録する意。京官の除目を司召、臨時に行われるものを臨時除目という。任命の推薦理由を記した申文を蔵人が朝餉の間、で奏上し、さらにこれを詮衡して大間（行間を広く書く意。関官の行をあけておき、任官後、追書・付記する）という文書に、任官すべき者の名を記入し奏上する。地方官の任命であるから、外官の除目とも

いう。県召の行われる時期は時代により一定せず、6月・7月・3月などに行われた例もある。桓武天皇の時に正月・2月などに行われ、以後正月の行事となった。日取については、正月9日から11日までの三日間にわたって行われた例、20日以後に行なった例、また吉日を選んで行うことなどあった。建武年中行事には「十一日より、県召の除目行わる」とある。☆秋の除目

赤塚田遊

赤塚田遊

2月13日(もと旧正月13日)、東京都板橋区下赤塚大門、諏訪神社の祭。近隣の*徳丸田遊とともに、東京附近にしては珍らしく古風を伝える神事で、一時衰微したが、近年はほ



田遊(東京都板橋区)

完全な形で復活した。行事に参与する主な役々は、大稲本(*田遊の統率者)一人・小稲本(大稲本に次ぐ者)一人・鉦取八

人・太鼓役・笛役・天狗役・牛役(各一人)など、それぞれ部落の定まった家から出る。社前の庭に、丸木を組んで三方を囲った欄をこしらえ、左側に*カヌカキ棒(接骨木茎に圓子をさしたものの、右側にカカシ(五輪の竹の輪でできたもの)をつるして、そこをモガリと称して祭場とし、モガリの中央に太鼓をすえてこれを田に見立てる。行事は、前日に祭場の準備をし、当日夕方、部落の氏子が当屋に参集して、古式による献盃の式(盃をまわす間に謡をうたうなど)があり、終って境内御飯屋前で行列をつくり神輿を出し、警護(ささらの少年)・金棒・花籠・弓矢・駒・猿田彦・神主・白杖(幣束をもつ)・神輿・笛・太鼓の順に行列をくんで、いったんノ鳥居まで出て、そこで、太鼓の打ちならしによって、弓・早乙女・獅子などが順に出て所作をし、ふたたび列を組んで、末社の浅間社・十羅刹女宮に立寄り、ふたたび神社に練込んでくる。この間、行列出発前に早乙女を呼ぶ式があり、また神社練込みの際、ノ鳥居にかかる時に天狗吠えの式を行い、最後、もがりの前で御鈴の舞を舞う。田遊の行事は町歩しらべから始まって倉入れの曲で終る仕組みで、苗代作りから

収穫までを模写して演ずる。その演目は次の通り。(1)町歩しらべ(大稲本と一同との問答)(2)代かき(田人が鉦で太鼓をつき春田打の唱え言をしながら廻る)(3)種まき(ざるから切紙をとって種まきをする)(4)水かけ(水口祭りの唱え言)(5)牛の代かき(牛をかたどった面をつけ餅を被にみたてた牛役が出て、稲本と問答する)(6)つぼ笠の五月女(早乙女役の子供が田植用の笠とわらじを持ってくる)(7)よなほ(頭が二つ手が四つあるわら人形を持って出る。田に弁当を運ぶ女を現わすという。他でいう子守・屋敷持のこと)(8)田行事(翁面と媼面をつけた太郎次とやすめが出て、抱合うことがある)(9)植田(太鼓のまわりをめぐる唱え言をする)(10)鳥追(鳥追いの唱え言)(11)田草刈り(唱え言)(12)稲ばらみ(唱え言)(13)刈取り(唱え言)(14)倉入れ(唱え言)。以上、モガリの中での田遊が終ると、鳥居前でしたのと同じように、駒・獅子などが出て、太鼓と相対して所作をする。なお、境内には田遊の間、高さ五間ばかりの藪が焚かれ、去年使ったよなほなどをこれに入れて燃す。☆田遊

あかつき粥

あかつき粥

正月15日の朝つくる粥を岩手県下閉伊郡・東磐井郡か

ら宮城県にかけていう。碗の忌みことばをアカツキという所や粉粉々に飯を付けた餅をあかつきという例があるから、小豆を入れた粥、または碗の粥と解されるが、ただ碗の粥という意がも知れない。

赤物市 あかものいち 石川県鳳至郡穴水町で、10月24・25日に立ち10月中に終る市。この一週間は奥館登最終の大市で、近郷の人が一年間の所要品を全部買いこむので、大いににぎわう。アカモノは高

贖物 あかもの 肉体について災厄をはらうために、人形等に災を負わせて、水に流すものをいひ、上巳の日の無物器はその一種である。3月3日に行われた御登り。の行事が廃されて後は贖物を奉った。6・11・12月の1日の忌火御膳から始まる天皇の潔斎の期間に行われる行事では、贖物を持参する巫女を「あから」と称し、警備しつつ参殿する。天皇は朝餉の際に、贖物の四つの土器の上

に張ってある紙に穴をおおけにたり、息を吹きこまれる。これを流してけがれをはらうので、この行事は八日間続き、これで6月・12月の11日の神会食後、11月の新嘗祭のための潔斎が完成される。

赤物市 あかものいち 石川県鳳至郡穴水町で、10月24・25日に立ち10月中に終る市。この一週間は奥館登最終の大市で、近郷の人が一年間の所要品を全部買いこむので、大いににぎわう。アカモノは高

岡童・高山童などの器具の称で、この市では衣類・雨具・贖物・陶器・玩具・金物等日用品一般が売られる。

上り丑 あがりうし 北九州では11月の最初の丑の日を田の神の祭日とする風があり、佐賀県ではこの日を上り丑または入り丑、2月の丑の日を出丑といひ、田の神が2月に稲田に降り、11月には仕事を終って田から上って来られるという。この神を丑の日さん、丑どなどと呼び、博多の対岸の志賀島では11月丑の日の田の神祭をお丑様という。稲を笑に入れ、大甕の前にすえた臼の上にこれをのせて神酒を供えて祭る行事がある。この供え物の稲を丑の稲というのも北九州の風で、田を刈る時、二掴みほど刈り残しておいて、この日に主人が刈って来て、重い重

いといって持帰り、笑に入れて祭り、祝詞を述べる。博多では2月・10月の初丑の日に丑餅という餅をついて供える。田の神が秋の収穫が終ると去っていくが、春農事の始まる前には来臨して作物を守られるという信仰は、わが国の神道の根幹に存する信仰で、神社においては、里宮と奥宮との間を去来せられるという信仰になって現われている。少青折禰

上り正月 あがりしょうがつ 徳島県で正月15日

のこと。小豆粥をたき、耳突箸と称する茅の長い箸を添えて、朝神前に供え、この箸で人も食う。この日注連なわをとり除き歳神を送る。大正月を重くし、小正月をずつと軽く見るようになった例で、これで正月様が帰られるところから、この名が生れたものであろう。

上り玉 あがりたま 蚕の上簇(かみ)（蚕の体が透き通るようになりマブシの中に移して繭をつくらせること。これをアガルという）を祝して、団子やおはぎ・豆いりなどを神前に供え、親戚などに配る風が関東・中部などにあり、神奈川県津久井郡ではこの団子を上り玉という。上り団子という地方もある。

明きの方 あきの方 少恵方

秋の除目 あきのぞめ 中古 8月11日に行われた京官の任官。県台の除目を春の除目というのに対している。後花園天皇の時以後行われなくなった。

秋の涅槃講 あきのねはんこう 奈良県添上郡で旧暦10月15日の十夜講(念仏講ともいう)に行う行事。十七歳以下の子供が戸毎に米を集め、その中から作ったスリヤキを、麻がらで模造した鯛・鯉などの農具とともに亥の神に供える。またその年生れた男の子の家を宿にして、集め